

委員会での審査

9月12日～15日に各常任委員会が開催され、付託した議案等を審査しました。
(紙面の都合上、議案質疑とも一部を掲載)

総務

平成18年度八街市一般会計補正予算

問 全体的に住民の要求、要望をもつと真摯に受け止めて取り上げていく必要があると思う。子ども支援、医療費の問題など、いろいろな要望を含めて、9月補正は考えていく必要があるのではないか。

答 市民からの要望すべてに込んでいる訳まではありませんが、財政課は、長・中期的な財政運営のもとに、その中で短期的に市民の要望に確実に応えられるような財政運営に努めたい。

教育民生

八街市ホームヘルプサービス事業手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定

問 精神障がい者に関わるホームヘルパーは、八街市では取り扱わないのか。

答 民間業者によるサービス提供は、通常どおり行います。

八街市簡易マザーズホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

問 「子ども達の障がいに対して訓練をするということとは発達を保障していくこと」と思います。マザーズホームの果たしている役割からいえば、利用者に負担を求め、利用者をどの様に考えるのか。

答 障がい児を抱えるご家庭の苦労というのは大変だと思えます。心情的には利用料は、1円でも安い方が良く、新しくできた自立支援法の中で、利用料全体の9割は国、県、市で給付するので残りの1割だけ利用者の皆さんに負担していただきたい。

八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

問 当市の70歳以上の医療費自己負担が2割から3割になる人数を伺う。

答 7月31日現在で考えると、78人から改正されると125人になる。

八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

問 この改正により負担増となるのは何人で、総額はいくらになるのか伺う。

答 国民健康保険税の課税した状況から見ると従来の限度額を超える世帯数は、概ね230世帯で、額は230万円ぐらいの増になると考えている。

平成18年度八街市一般会計補正予算

問 障がい者自立支援法が10月から本格実施ということと、八街市の障がい者のサービスについて今後どう対応していくのか。

答 基本的には今まで受けている福祉サービスが切れることなく継続的にやっていく。

問 障がい者が福祉サービスの利用を抑制する方がいるなか、これを見過ごして良いのか。

答 障がい者の方は、施設入所、通所、グループホームなど、それぞれの施設に応じて、福祉サービスを受けることになっている。負担割合も色々あり、例えば、生活保護世帯であれば負担はなく、障がい者年金2級受給者は、最低限手元に2万5千円残るようにしてある。その他減免とか手立てがされているので、今までの支援が滞ることがないようにと考えている。

問 地域生活支援事業はどのように取り組んでいくのか方針を伺う。

答 今まで県で行っていた事業は、そのまま町村事業として取り入れ、事業は引き続き継承する。

問 防犯ブザーの配付対象児童を伺う。

答 市内小学校の一年生の753人になる。

平成18年度八街市国民健康保険特別会計補正予算

問 保険財政共同安定化事業が新たに導入され、市町村間の保険税の平準化の成

決算審査特別委員会を設置

平成17年度八街市一般会計、特別会計(国民健康保険・老人保健・介護保険・学校給食センター事業・下水道事業)及び水道事業会計の各会計決算を審査するため決算審査特別委員会を設置し、10月3日から5日まで3日間にわたり開催しました。

なお、平成17年度各決算を審査した委員は、次のとおりです。

- 〈委員長〉 加藤 弘
- 〈副委員長〉 中田 眞司
- 〈委員〉 丸山わき子
- 会嶋 誠治
- 伊藤 高明
- 北村 新司
- 川上 雄次

決算審査特別委員会は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果などを評価するために設置される委員会です。

